

第五節 同和对策事業と同和教育・啓発活動の推進

一 同和对策事業特別措置法の施行

同和对策事業特別措置法の制定と同和对策事業

昭和二十（一九四五）年に第二次世界大戦が終わり、二十二年には日本国憲法が施行された。この憲法には「基本的人権の尊重」の規定が設けられ、民主的な社会

の実現のため様々な改革が行われた。しかし、部落差別は依然として残ったままであり、各地で差別事件が発生し、被差別部落における生活実態が大きく改善されることもなかった。一方で、戦争によって中断を余儀なくされていた部落差別の解消を目的とした運動も再開され、昭和二十一年には「部落解放全国委員会（後の部落解放同盟）」が、三十五年には全国国民運動を目指す「全日本同和会」が結成された。このような社会情勢の下、昭和三十六年、国は同和問題の解決のため、内閣総理大臣の諮問機関として「同和对策審議会」を設置し、全国的な実態調査を行い、それを基に審議を重ね、四十年に「同和对策審議会答申」を政府に提

同和对策特別法が成立

同和对策特別法の成立は、同和对策審議会が、昭和三十六年六月に提出した「同和对策審議会答申」に基づき、昭和四十四年六月に成立した。この法律は、同和对策事業の推進を図ることを目的として制定された。同和对策特別法は、同和对策事業の推進を図ることを目的として制定された。同和对策特別法は、同和对策事業の推進を図ることを目的として制定された。

写真 186 事業の新聞記事（昭和四十四年六月二十一日）

出した。

答申は、国や地方公共団体に対象地域の生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などを総合的に推し進めることを促している。国は、この答申を受けて、昭和四十四年に「同

和对策事業特別措置法」を制定し、時期を同じくして同和对策長期計画を策定し、以後、国における同和对策事業は、この二つを柱に推進されることとなった。

同和对策事業特別措置法は、同和地区住民の社会的経済的地位向上を不当に阻む諸要因を解消するため、国及び地方公共団体が協力して行う同和对策事業の目標と内容を明らかにするとともに、この法に定めた目標を達成するため、国が特別の財政措置を講じるものであった。

また、同和对策長期計画は、昭和四十四年度から五十三年度に至る一〇カ年において行う同和对策事業についての基本計画及びその具体的内容を定めており、この事項を実現するため、主として、総務庁（総理府）、法務省、文部省、厚生省、農林省（後に農林水産省）、通商産業省、労働省、建設省及び自治省がこれに当たった。

これら各省庁における同和对策事業は、大きく次のように分類される。

- (一) 生活環境の改善に関するもの
- (二) 社会福祉及び保健衛生に関するもの
- (三) 産業の振興に関するもの
- (四) 雇用促進等職業問題に関するもの
- (五) 教育文化の向上に関するもの
- (六) 基本的人権の擁護等に関するもの
- (七) 国民の同和問題に関する知識の普及、啓発等に関するもの

第六章 社会や家族の構造変化と社会福祉の展開

表48 同和对策事業関係予算（国）の推移

（単位：百万円）

年度	総務庁	法務省	文部省	厚生省	農林水産省	通商産業省	労働省	建設省	自治省	計
昭和44	5	1	213	1,873	446	32	31	3,616		6,217
45	6	2	338	3,094	669	50	53	7,681		11,893
46	43	4	506	4,804	1,836	105	72	13,521		20,891
47	9	5	769	7,054	2,841	621	126	19,946	35	31,406
48	15	8	1,173	10,399	4,261	1,372	250	24,975	77	42,530
49	26	12	1,771	14,967	6,180	2,834	414	31,197	112	57,513
50	84	52	2,788	21,245	8,913	5,149	740	43,174	162	82,307
51	76	48	4,001	27,837	12,451	8,692	1,183	53,287	230	107,805
52	101	44	5,374	35,915	17,695	13,942	1,542	64,256	331	139,200
53	122	53	6,676	45,933	25,361	19,220	1,932	84,573	448	184,318
54	148	64	8,033	56,579	33,278	24,445	2,419	100,956	602	226,524
55	176	78	9,366	62,783	39,302	25,938	2,895	111,194	750	252,482
56	226	97	10,551	70,704	44,240	28,107	3,315	121,058	937	279,235
計	1,037	468	51,559	363,187	197,473	130,507	14,972	679,434	3,684	1,442,321

〔兵庫の同和对策〕を参照して作成

これらの施策は、年々その充実強化が図られ、国全体の予算額も昭和四十四年度六二億円から五十六年度二七九二億円へとかなりの増額が行われるとともに、地方公共団体が必要とする地方債についても年々大幅な増額が図られた。

このように、国は、同和对策事業の推進に努力してきたが、昭和五十年に実施した全国同和地区調査により把握した物的事業に係る必要事業が五十四年以降も相当量見込まれるため、同和对策事業に対する必要な特別措置を引き続き講じることとし、五十三年十一月、同和对策事業特別措置法の有効期限を三年延長した。昭和四十四年度から五十六年度までの一三年間の国の予算総額は、表48のとおりである。

同和对策事業特別措置法において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講じるように努めなければならない（同法第八条）と定めるとともに、国の同和对策長期計画においても国の計画に準じて同和对策事業を総合的、計画的に実施するように努めることとされていた。

兵庫県における同和对策事業は、同和对策事業特別措置法制

これに定められた事項を実現するため県庁内の各部が一体となり、所期の目標が達成されるようそれぞれの分野において、同和对策事業を効率的に推進したのである。その事業内容は、図109のとおり広汎かつ多岐に

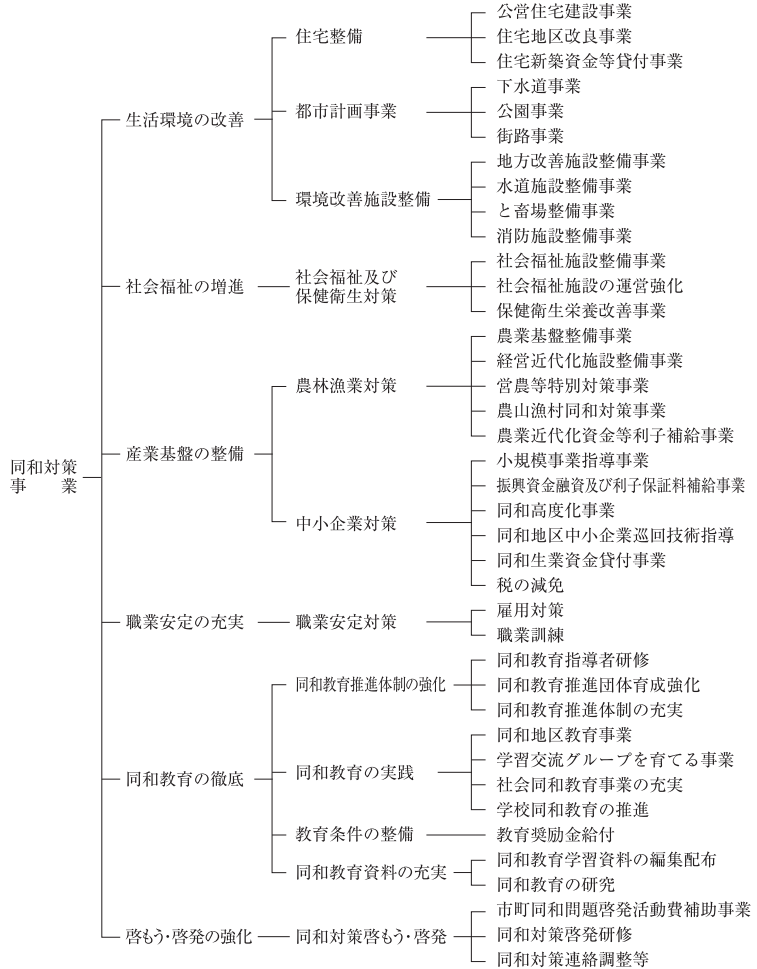


図 109 同和对策事業の体系

(『兵庫の同和对策』より引用)

定前から実施されてきたが、同法制定後においては、同和对策を県政の重要課題として位置づけ行政体制を整備するとともに、事業内容、事業量ともに年々その拡充を図ってきた。特に、本県においては、昭和四十五年三月に「兵庫県同和对策長期計画」が策定された。

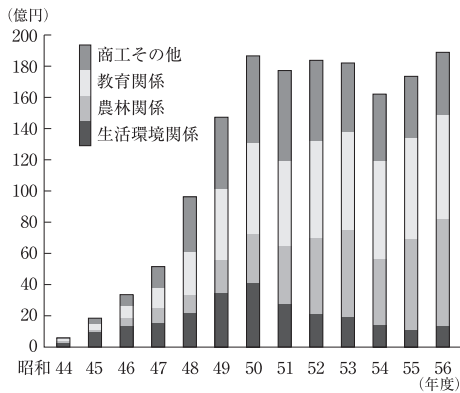


図110 同和対策事業関係決算(県)の推移
 (『兵庫の同和対策』より作成)

わたっている。

兵庫県における同和対策事業は、国の施策と同様に、個別の事業のほとんどが市町を通じて実施されるので、各都府県が関係省庁と連携を保ちつつ、市町において対策事業が円滑に実施できるように適切な措置を講じることとした。その結果、同和対策事業特別措置法制定前に比較して、補助事業の拡大、対象規模等の内容改善により、関係予算もかなりの増額が図られることとなった。

同和対策事業の実施に要する経費については、国が特別の財政措置を講じることとしていたが、同和対策事業特別措置法が施行された初期の段階においては、国の事業内容及び予算措置も十分でなく、市町の要望に応じきれない状況であった。

このような状況に鑑み、県では、国の施策を補完し、市町における同和対策事業が円滑に実施できるよう、国の補助事業に加えて同和対策関係予算の増額を図りながら、県単独補助事業を積極的に推進してきた。県単独による事業は、同和対策事業特別措置法施行前においても実施してきたが、同法の施行を契機に、市町の要請に応じて年々拡充を図ってきた。昭和四十四年度から五十六年度までの同和対策事業の年次別決算の推移は、図110のとおりであるが、大幅に増額され、多額の県費を投入してきたことがうかがえる。

部落解放運動の流れと
行政姿勢の刷新状況

部落解放運動団体の全国的な動きをみると、昭和四十年代から五十年代にかけて運動団体の分裂と路線対立が生じていた。昭和四十四年十一月には、部落解放同盟から「部落解放同盟正常化委員会」が分離・独立し、翌年六月「部落解放正常化全国連絡会議」に発展、昭和五十一年三月に全国部落解放運動連合会となり、激しく対立するようになった。差別の捉え方や運動の進め方、同和行政の在り方、政党支持の問題をめぐって抜き差しならぬ深刻な対立が起きていた。

兵庫県における戦後の部落解放運動は、昭和二十一年十月の「部落解放委員会兵庫県連合会」結成に始まり、一時、分裂した時期はあったが、三十四年十二月の統一大会で、「部落解放兵庫県連合会」となった。これ以後、本県では、この団体を対象地域全住民により組織された統一団体に位置づけ、施策の一部をこの団体を通じて、あるいは、その意見を聞いて実施するという、いわゆる「窓口一本化」で対応を行うこととなった。その後、昭和四十八年五月「部落解放兵庫県連合会」は、部落解放同盟に加入し、「部落解放同盟兵庫県連合会」となった。

この間、兵庫県においては、昭和四十年代後半以降、同和行政や教育に関して、多くの混乱が生じ、県民の同和行政・教育に対する不信感を招く事態を引き起こした。

例えば、『兵庫の同和对策』（平成十五年、兵庫県・兵庫人権啓発協会発行）では、次のような事態が取り上げられている。

昭和四十八年六月に、「部落解放同盟兵庫県連合会西宮支部」が、西宮市に対して各種の行政施策を要望したが、市の対応が二転三転したことを受け、同団体が市役所に座り込みを行うなど混乱が生じた。また、

南但馬地方においては、昭和四十八年七月に結成された部落解放同盟南但馬支部連絡協議会を中心に部落解放運動が急速に盛り上がっていたが、四十九年に、同地方において差別事件が相次いで起こり、部落解放同盟による確認会や糾弾会が頻繁に持たれていた。

こうした一連の動きの中で、同和教育に関しても、教育理論や考え方の違いなどにより、多くの教育現場で混乱が生じ、十一月には「兵庫県立八鹿高校事件」が発生した。この事件は、八鹿町（現養父^{やぶ}市）にある県立八鹿高校においてクラブ活動として「部落解放研究同好会（「解放研」）」の設置を希望する生徒に対して、教職員側が、すでに部落問題研究部（「部落研」）があり、しかも、「部落解放研究同好会」には運動団体の介入があるとして、これを認めなかったことに端を発し、「八鹿高校差別教育糾弾共闘会議」のメンバーが、深夜まで確認・糾弾を行ったため、教職員に多数の負傷者が出る事態となった。この事件は国会でも取り上げられるなど大きな反響を呼んだ。

このように、昭和四十年代後半、多くの学校でも同和教育推進上の問題が発生していた。そのため、兵庫県教育委員会は、教育行政の責務を果たすべく、昭和五十年三月に教育長通知「同和教育の推進について」（以下、教同第三〇七号通知）通知を出すこととなった。

その内容は、同和教育を進めるに当たっては、「憲法・教育基本法及び同和对策審議会答申にのっとり、人権尊重の精神を貫くことを基盤として、主体的・積極的に推進するとともに、教育の政治的中立性が守られるよう配慮すべきである」とし、「同和教育と政治運動や社会運動の関係を区別し、それらの運動そのものも教育であるという考え方は避けなければならない」という基本方針であった。

その後、昭和五十年九月に、尼崎市内の調理師養成の各種学校で、県が同和对策事業の一環として訓練を委託した訓練生に対し、学校側からの差別発言があったとして糾弾会が持たれたが、この糾弾会での要求に対する確認事項をめぐって、県と運動団体との意見が対立し、県庁内及び周辺において数カ月もの長期間にわたって、運動団体による抗議集会や座り込みが続くなど大規模な集団抗議行動が発生した。

このような同和行政における数々の混乱は、行政と運動の在り方に対して県民の不信感を一層増幅させた。県は、こうした事態に至ったことは「行政の主体性」に関わる問題であるとし、これまでの同和行政を見直し、反省すべき点は反省し、正すべきは正すとして、新しく指針を出すこととした。この見直しは、同和問題の解決は国民的課題であり、国民全体の理解と協力があつて初めて効果が上がるものであるとの見地から行われた。

正すべき第一点は、「行政と運動の立場を明確にし、区別すること」である。行政と運動は、相互に協力し合わねばならないが、それぞれが置かれている立場とその役割を異にしており、その区別を明確にし、行政が責任と主体性をもって推進しなければならないとした。このことよって、これまで運動団体に委ねていた県の事業は、県が直接実施することとした。

第二点は、「行政の公平性を確保する」ことである。運動団体の分裂もあり、対象地域の全住民加入の組織がなくなつたため、「窓口一本化」では、対象事業の受益が、対象住民にひとしく及ばないという問題が生じた。そこで、行政の公平性を期するため、個人的施策の執行に当たっては、運動団体の推薦等を必須条件とせず、直接本人の申請に基づき実施することとした。

この指針に基づいて、県は、昭和五十一年四月、知事通知をもって各市町長に対して、以下の考え方を示した。すなわち、「同和問題の解決にあたって、なによりも肝要なことは、同和行政も部落解放運動も全県民的な理解と支持が得られ、かつ、対象地域住民に信頼されるものでなければならぬ」、また、「行政の責任と主体性をもって同和行政の推進を図ることとし、運動との関係においては、お互いにその果たすべき役割を明確にしていかなければならない」という同和行政の推進についての県の見解を明らかにしたのである。以後、兵庫県では、この基本方針を守りながら同和問題の早期解決を目指して対策事業並びに教育・啓発活動を推進している。

二 同和対策事業の推進

生活環境の改善と
社会福祉の増進
同和対策事業を実施するに当たっては、その対象となる同和地区の実態把握が基本となる。

同和対策事業特別措置法下における全国的な実態調査は、昭和四十六年と五十年に全国同和地区調査として実施された。その五十年調査によると、本県では二市六三町から同和地区を有する旨の報告があった。それによると、本県の同和地区数は三四六地区、関係世帯数は三万九七八四世帯、人口は一五万二九八八人となっていた。これは全国的に見ると世帯数において大阪府に次いで第二位、人口は第一位であった。過去の調査結果の推移は、表49のとおりである。

本県における同和地区の住宅事情は、昭和五十年の全国調査によると、約一万五〇〇〇戸の不良住宅が存

表49 地区数、世帯数、人口等の推移

調査年次	市町数	地区数	世帯数		人口		混住率 (%)
			地区全体	同和関係	地区全体	同和関係	
昭和42年	86 (20市66町)	333	50,269	37,707	213,962	162,859	76.1
46	86 (20市66町)	336	50,385	36,750	198,235	149,481	75.4
50	84 (21市63町)	346	56,333	39,784	207,790	152,988	73.6

(注) (1) 市町数の減少は合併等によるものである。

(2) 混住率は同和関係人口の地区全体人口に対する割合である。

(『兵庫の同和对策』を参照して作成)

在し、不良住宅率は三四・九％であり、全国平均の二六・一％に比べ八・八ポイントの差があった。また、この不良住宅戸数及び不良住宅率の全国順位をみると本県は、それぞれ第三位、第八位となっていた。

このような状況から、同和地区における住宅事情の改善整備を図るため、国及び市町と連携を図りながら公営住宅建設事業、住宅地区改良事業及び住宅新築資金等貸付事業を推進した。

同和地区における生活環境の低位性は、多くの場合、立地条件の悪い土地に住宅が密集しているため、道路、下水排水路、上水道等公共施設の不備によるものであった。このような、生活環境整備の立ち遅れは保健衛生上はもちろん、火災や水害等の災害上も非常に危険なところが見られるなど、地域に絡む差別意識を醸成する要因となっていた。

こうした生活環境の改善を図るため、昭和四十五年度から同和对策として、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るための下水道事業の整備、緑とオープンスペースの確保を図り、子どもの遊び場や災害時の避難空地として活用を図るための公園の整備、地区内の交通の円滑化を図るための街路事業等都市計画事業を優先的かつ重点的に進めた。

また、同和地区の生活環境を阻害する要因を解消するための環境改善施設整備事業は、非常に広範囲にわ

表50 隣保館設置の推移

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	小計
館数	1		1		1	1	3	1	1	4	3		2	1	5	2	26
年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	小計	合計					
館数	1	3	12	4	6	4	13	7	7	5	62	88					

〔兵庫の同和対策〕を参照して作成)

たっているが、①地方改善施設整備事業、②水道施設整備事業、③と畜場整備事業、④消防施設整備事業に大きく分けられた。これらの施策を総合的に実施することによって、生活環境の改善がより一層図られた。

同和地区住民の社会的、経済的、文化的な水準の向上を図るためには、社会福祉の充実を積極的かつ強力に推進する必要があった。そこで、同和地区住民及び近隣地域住民（以下、地域住民）に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生に関する事業を総合的に行う隣保館の設置、保育所の設置、また児童の健康増進や情操を豊かにするための児童館の設置、経済向上対策の一環としての共同作業場の整備が進められた。

特に、隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会答申の趣旨に鑑み、地域住民の理解と信頼の下に、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、同和問題の速やかな解決に資することを目的として、市町が設置し、管理運営する施設である。隣保館は、社会調査及び研究事業、生活上の各種相談事業、地域福祉事業、保健衛生等に関する事業、啓発事業及び広報活動事業、クラブ活動並びにレクリエーション及び教養文化に関する事業を各地域の実情に即して実施し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ってきた。

また、同和地区においては、教育、職業、住居等の諸条件の劣悪性、さらに地区住民の保健衛生知識の低位性や予防、治療の不十分さから健康が損なわれていることも考え

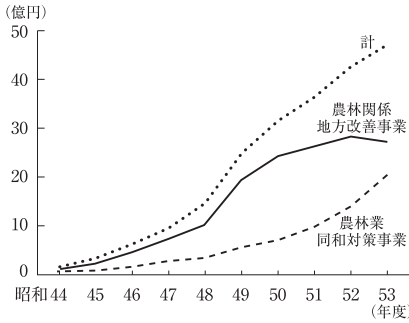


図 111 農林関係同和対策事業費の推移
 (『兵庫の同和対策』を参照して作成)

られた。そこで保健衛生対策として、昭和四十四年度に食生活調査指導事業を新設し、四十五年度には巡回保健相談指導事業とトラホーム予防事業を、四十八年度からがん検診費補助事業を、四十九年度には分娩費補助事業と保健婦設置費補助事業を行った。

産業基盤の整備と 職業安定の充実

本県は、二一市七〇町(昭和五十四年二月現在)の全市町に農家が存在し、その中で同和地区農家は、二一市六二町三三一地区にわたり、ほぼ全県に分布していた。同和地区農家の状態について、昭和五十年農業センサス及び昭和五十年全国同和地区調査によると、農家一戸当たりの耕地面積は、県全体では五二・三アール、同和地区農家では四二・五アールと少なく、これを経営規模について見ると、五〇アール未満のものは、県全体で五六・二%、同和地区農家は六八・九%と零細なものが多

い。また兼業農家について見ると、第二種兼業は、県全体では八一・二%に対し、同和地区農家は八八・六%と高い。このように同和地区における農家は、一般に零細兼業農家が大半である上、生産基盤の整備水準が低位にあることに鑑み、昭和三十七年度から農山漁村同和対策事業を実施してきた。

昭和四十四年七月の同和対策事業特別措置法の施行に伴い、同和地区の産業基盤の向上を図るため、同和地区農業の生産基盤と経営近代化施設の整備及びこれらを活用する営農技術等の向上が、各種の農林関係同和対策事業として推進された。すなわち農業生産基盤の整備については、受益面

積一〇ヘクター以上の大規模なものは同和对策農業基盤整備事業（公共事業）で実施すると同時に、それ以下の小規模なものについては農林業同和对策事業（国庫補助事業）及び農林関係地方改善事業（県単独補助事業）で実施した。

経営近代化施設の整備については、農林業同和对策事業及び農林関係地方改善事業で実施するとともに、畜産経営環境の整備と飼養管理の近代化を図るため、農林業団地特別整備事業（国庫補助事業）を実施した。

また、造林事業や一般公共事業で実施する基盤整備事業については、同和地区住民に係る自己負担分並びに農業経営近代化資金及び農業信用保証協会が実施する同和地区農家に対する融資保証料の負担軽減措置が、県単独農山漁村同和对策事業（県単独補助事業）により講じられた。

以上の物的事業の実施と並行して、営農技術、経営技術の習得等ソフト面については、農業改良普及所が中心になって、同和对策営農特別指導事業（国庫補助事業）を実施したほか、新しく畜産や花園芸を農業経営の中に取り入れる場合には、これらの高度な営農技術等の長期的重点的習得が必要なため、新規産業育成事業（県単独補助事業）を実施した。

本県の同和地区における中小企業の事業所は、昭和五十年全国同和地区調査によると、製造業が二六二一事業所、商業・サービス業その他が三一〇八事業所、計五七二九の事業所があり、そのほとんどが小規模零細企業で生産性が低い実情にあったので、これら企業の近代化を図るため、経営、金融、技術等のそれぞれの面から、指導、支援を行った。

経営指導の面については、その重要性に鑑み、昭和四十二年度から、同和地区専任の経営指導員を設置し、

表51 事業所啓発指導状況

区分 年度	実施回数	参加事業所数	実施事業所数
昭和48	87	8,260	560
49	153	8,126	860
50	58	4,720	180
51	214	5,355	385
52	84	3,429	361
53	93	3,993	90
54	64	3,327	66
55	58	2,963	42
56	62	2,759	28
計	863	42,932	2,572

(注) 公共職業安定所が主体的に実施した数値による。

(『兵庫の同和対策』を参照して作成)

以後年々増員して、同和地区の小規模企業者に必要な金融、税務、労働、取引、経理等あらゆる分野にわたって、きめ細かく相談、指導を行った。

金融面については、中小企業を対象とした県の融資制度の中に「同和企業振興資金融資制度」を設け、同和地区中小企業者の経営の安定及び発展のために必要な事業資金を融資した。また、これと同時に、借入れの際に必要な信用保証料の全額を補助するとともに、支払利子の一部を補給する振興資金融資利子・

保証料補給制度を設け、小規模零細企業にも利用し易いよう配慮して実施した。

さらに国において同和对策事業の一環として、「同和高度化資金貸付金制度」が設けられ、国及び県の資金負担で、事業資金の八〇%以内を無利子で貸し付け、同和地区中小企業者の事業の共同化、協業化を推進し、経営基盤の強化と合理化を図った。

技術指導の面については、製革業を中心として、毎年、技術講習会を開催するほか、皮革工業指導所の研究員及び外部専門家による企業の現場に臨んでの巡回技術指導を実施した。また、昭和五十三年から、実情調査等のために、調査団を韓国、オーストラリア等へ派遣し、皮革産業の今後の在り方等の検討に役立てた。一方、同和地区住民の就職の機会均等確保し、その雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための中心的課題の一つであった。

そのためには、まず雇用主が、同和問題について正しい理解と認識を深めることが大切である。よって従業員の採用に当たっては公正な選考を実施するよう啓発・指導を行うとともに、企業内同和問題研修推進員の設置促進並びに日本工業規格（JIS）履歴書、統一応募用紙の使用の徹底を図った。また、同和地区住民に対しては、就職の促進を図るため、職業指導の充実、職業訓練の受講あっせんを積極的に行うとともに、その円滑な就職を側面的に援助するための措置として、就職資金、就職支度金の給付等の各種援護措置を講じた。

さらに、同和地区生徒の近代的産業への就職促進のため、新規学校卒業者に対して、学校と連携しながら職業指導、職場適応指導等の就職促進対策を積極的に推進した。

三 同和教育・啓発活動の推進

同和教育の総合的推進 本県では、戦後早くから、学校教育・社会教育の両面から同和教育の振興に努めてきた。昭和四十三年三月に同和对策審議会答申の精神を受けて定められた「兵庫県同和教育基本方針」において、「基本的な人権を尊重する教育、とくに同和教育の徹底を期するため、差別の実態を正しく把握し、具体的な目標と方法を明確にして、あらゆる教育の機会と場でその指導に努める。これがため、県内のすべての学校、すべての教育施設、すべての地域社会において、同和教育を推進しなければならない」として、教育の主体性において総合的かつ積極的に推進することを強調した。

同和对策事業特別措置法が制定された翌年、昭和四十五年四月「同和教育指導室」を設置し、指導体制の

強化を図るとともに、学校・社会教育における各般の施策を積極的に実施した。しかしながら、先述のとおり昭和四十年代後半には、県内に同和教育の在り方をめぐって様々な対立や混乱も生じ、教育の主体性そのものを問い直す必要性が生じた。そこで、昭和五十年三月の教同第三〇七号通知をもって、同和教育の主体的・積極的推進を強調するとともに、同和教育を教育体系の中に正しく位置づけ、教育の本質に根ざした教育実践を進めてきた。

同和对策事業特別措置法の延長期を迎え、昭和五十三年十二月、教同第一八〇号通知「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律の施行について」により、市郡町教育委員会（兵庫県内では共同で郡教育委員会を設置していた事例あり）に対して、延長の趣旨を理解し、同和教育の徹底を期して、今後更に主体的積極的に推進することを強調した。すなわち、法延長期における同和教育の課題は、同和地区における教育上の較差の是正と教育・文化水準の向上及び社会のなかに根強く残っている心理的差別の解消を図ることであり、そのためには、同和对策事業特別措置法施行一〇年を経た部落差別の変容とその課題を的確に把握し、それを解決しようとする多様な指導内容・方法等の開発に努め、学校、家庭、地域社会における具体的な生活の場で、広く人権尊重の精神を徹底する教育を推進しなければならないとした。

また、知事部局においても昭和四十六年四月には、同和对策室を同和对策局に昇格させた。昭和四十八年四月、同和对策局を同和局に改称。四十九年四月には、各部局との連絡調整を一層緊密に行うため、各部の総務担当課長等を同和局兼務参事に併任するとともに、五十年四月には、本庁の副課長と地方機関の副所長を同和問題研修推進員に位置づけ、所属職員の研修を担当させることとした。



写真 187 学校同和教育資料
小学生用『ともだち』『友だち』



写真 188 学校同和教育資料
中学生用『友だち』

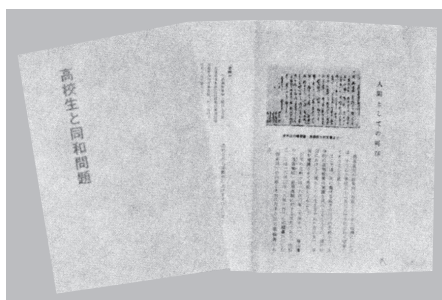


写真 189 学校同和教育資料
高校生用『高校生と同和問題』

学校における
同和教育の推進
中・高等学校の一貫性のある同和教育の推進、道徳教育と同和教育の関連等について、指導指針を示し、併せて具体的実践例を紹介した。

同和教育推進のために昭和三十六年から三十八年にかけて刊行した小学校高学年用資料『友だち』と中学校用資料『信愛』は、四十六、四十七年度に全面改訂を行い、中学校用資料を『友だち』と改称し、小・中学校の教育の一貫性を図った。昭和五十一年度には小学校低学年用『ともだち』を作成し、五十三、五十四

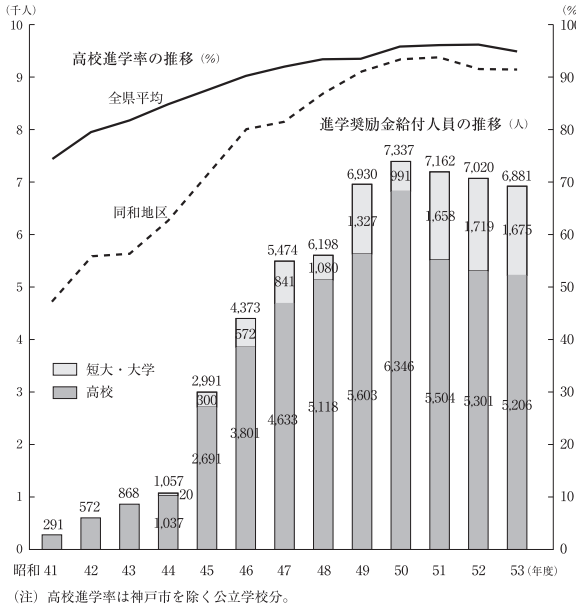


図112 教育奨学金給付人数と高校進学率の推移
 (『兵庫の同和对策』を参照して作成)

年度にかけて小学校高学年用、中学校用も全面改訂した。

高校生用資料は、昭和四十八年『高等学校同和教育資料生徒用第一集』を、四十九年『同第二集』を刊行したが、同和教育推進経過のなかで五十四年度全面改訂し、新たに『高校生と同和問題』として刊行した。

これらの資料の改訂のねらいは、小・中・高等学校を通じて、個人の尊厳と幅広い人権教育を基盤として、児童生徒の発達段階に沿って同和問題を正しく認識し、共感と展望を持って学習できる資料としたことであつた。

また本県では、昭和四十一年度以降、高等学校等奨励金給付事業を設け、地区生徒の進学の促進を図るとともに、奨励金受給生に対して趣旨の徹底のため、研修事業も併せて実施してきた。この事業は、経済的事情のため、高等学校または高等専門学校において修学が困難な者に対し、教育奨励金を給付し、有為な人材を育成することを目的としていた。

昭和四十四年度、同和对策事業特別措置法の施行に伴い、県は、独自で給付対象者に短期大学生及び大学生を加えるとともに、入学支度金給付事

業を創設し、従来から実施してきた高校生等に対する修学資金について国の給付額に県費を上乗せして給付することとした。さらに、昭和四十六年度から給付対象者に各種学校生を加えることとした。

その後、国の制度も拡充され、昭和四十八年度から高校生及び高等専門学校生に対する入学支度金給付事業が、四十九年度から短期大学生及び大学生に対する修学資金給付事業が、五十三年度からは短期大学生及び大学生に対する入学支度金給付制度が創設された。

この間、昭和五十一年度から所得制限を設けたほか、国の制度の充実に伴い、五十年から国公立短期大学生、翌五十一年度から国公立大学生、五十二年から国公立高校生及び私立短期大学生、五十三年度から私立大学生、五十四年度から私立高校生の修学資金に対する県費上乗せを廃止するなど事業の見直しを行った。

昭和四十四年に同和対策事業特別措置法が施行されたことにより、学校教育の充実を図るため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（三十三年法律第一一六号）が改正され、「同和対策としての教育上特別の配慮を必要とする」と認められる小学校または中学校が存在する場合にあっては、当該学校の数等を考慮して文部大臣が定める数」の教職員が加配されることになった。

これにより、本県においては小学校中学校に、主として対象地域児童生徒数を基準として「同和教育推進教員」を配置した。また、高等学校においては、小・中学校の趣旨に基づいて、県単独で配置した。

配置の趣旨は、対象地域のある学校の教育水準を高め、教育上の較差是正を図るため、対象地域児童生徒の学力の向上と健康の増進を図り、進学や就職が適切に行われるよう進路指導の充実に努め、広く社会の各

分野における将来の発展を期するためである。

社会教育の充実

文部省は、昭和三十五年度から県に対して同和教育に関する調査指導事業を、市町に対して同和地区における社会教育に関する諸集会の開催や社会教育関係団体の育成事業の実施を委嘱した。また、昭和三十九年度から県に対して社会同和教育指導者研修事業の実施を委嘱した。

さらに、同和地区における社会教育活動を振興するため、同和対策集会所の整備を促進することとし、市町に対し、昭和三十七年度から同和対策集会所整備費及び設備に対する補助を行うとともに四十年から集会所指導事業の実施を委嘱した。

昭和四十年代になって、地域ぐるみで同和教育を推進し、家庭教育、社会教育及び学校教育が一体となつて、明るい家庭、差別のない民主的な地域社会の建設に進めなければならないことが強調された。そのため、本県では、昭和四十二年度から、社会同和教育指導員を委嘱して実践的な指導者の拡充を図るとともに、社会教育関係団体（兵庫県連合青年団、兵庫県連合婦人会、兵庫県PTA協議会、兵庫県公民館連盟）に対して同和教育学習事業を委託した。また、昭和四十六年度から、「差別を許さない県民運動」を展開することとした。さらに昭和四十八年度から市町の全域または一部の地域を同和教育推進地域に指定した。なお、県立社会教育施設においては、同和教育講座を開催した。

昭和五十年代に入ってから、これまでの取組と課題を見直し、各事業の検討改善に努めた。また、家庭や地域社会の具体的な生活の中で、人権尊重の教育の徹底を図るとともに、特に同和問題についての率直、真摯な話し合いや、心の交流する共感的理解を重視した社会教育事業の展開を指導した。

昭和三十八年度から対象地域の児童生徒の学力の向上を図るため「学力補充学級」及び「成人共同学習」を開設する市町に対する補助制度を設けた。昭和四十五年には、「学力補充学級」を「学力促進学級」に、「成人共同学習」を「集会所等指導」に改称し、事業数及び事業内容の拡充を図った。さらに昭和四十九年度からは、この二つの事業を統合し、「解放学級」として、部落差別解消への展望と道筋を明らかにする学習を進めることとした。

昭和五十一年には、「同和地区内教育事業」と改称し、教育の主体性を明確にし、対象地域住民の自覚・自立を促し、民主的な地域づくりに取り組む人間の育成を目指した。なお、翌五十二年度からは、「同和地区教育事業」と名称を改めた。昭和五十四年度には、事業規模の適正化を図るとともに、成人学習に講座制を取り入れ、実情に即しつつ事業の充実に努めた。

また、社会同和教育資料の作成、配布及び活用にも取り組んだ。社会同和教育資料として、昭和三十二年「同和教育の手引き第二集」、三十八年度「同和教育の手引き第三集」、四十三年度「同和教育の手引き第四集」を発刊し、社会同和教育の在り方を指導した。昭和五十年以降、教育の主体性、中立性の確立に伴い、資料内容の充実と精選に努め、生活課題の解決を目指しつつ、幅広い視野を養い、人権意識を高める資料の作成に努めた。

啓発活動と県民運動の展開

本県における同和問題に係る啓発活動は、戦後、社会教育の一環として県教育委員会を中心として推進してきた。昭和四十三年度、同和对策審議会答申の精神を受けて「兵庫県同和对策基本要綱」が制定されてからは同和問題の早期解決を目指し、特に行政担当職員の資質の向上を図るため



写真 190 県立同和研修センターのじぎく会館

兵庫県自治研修所での研修カリキュラムに「同和問題」を取り入れた。また、広く県民の理解と認識を深めるための講演会及び学習会を開催するとともに、各種の啓発資料を作成配布するなどの啓発活動を推進してきた。

また、昭和四十六年度において、兵庫県、兵庫県教育委員会、市町及び市町教育委員会は、「同和問題の解決は国及び地方公共団体の責務であり国民的課題であるとの認識に立って、差別の実態を解明し、市民的権利と自由を完全に保障し、民主社会の建設に資する」ため、関係団体の協賛を受け「差別を許さない県民運動」を展開することとした。その後、この運動は毎年八月を中心に推進し、昭和五十三年度からは名称を「差別をなくそう県民運動」に改め、県民全ての参加と協力により展開した。

さらに、昭和五十四年には、心理的な差別解消を図るための啓発活動の重要性に鑑み、市町の啓発活動の活性化を目的として、市町啓発活動費補助制度を創設した。

同和問題について総合的、集中的、効果的な啓発活動を行うため、昭和五十一年十一月一日、県立同和研修センターのじぎく会館（以下、のじぎく会館）を設置し、同和問題に関し広く県民の理解と認識を深める施策を展開することとした。

のじぎく会館では、県職員、市町職員、地域住民、社会教育諸団体及び企業を対象として、指導者層の養成を目的とする研修を行うほか、広報活動、

調査研修活動並びに図書資料及び視聴覚資料の整備を行うなど、広く県民に対する啓発活動を積極的、計画的に実施した。また、啓発活動を推進するに当たり、視聴覚教材の果たすべき役割が大きいことから、昭和五十四年度から啓発スライドを、五十五年から啓発映画を制作することとした。

人権侵犯事件の根絶を図るため差別事象が発生した場合には、神戸地方法務局が「人権侵犯事件調査処理規程」に基づいて行う処理に委ねるとともに、県は地方法務局、関係市町と協力して啓発活動に当たることとした。

例えば、昭和五十年十二月以来、いわゆる「部落地名総鑑」問題が全国的に起こり、県内でもこれらの文書を購入した企業が数社あることが判明したが、神戸地方法務局は人権侵犯事件として事実関係を調査し、購入企業に対し勧告を、購入担当者に対して説示を行った。

県は、この法務局の行う人権侵犯事件の処理の過程において、法務局、国の関係行政機関、関係市町及びその教育委員会と連携し、これらの企業に対する研修啓発を行った。その中で、この部落地名総鑑が人権侵犯の蓋然性が極めて高く、国・県・市町が進めている同和対策の精神に反した悪質な差別的図書であることが徹底的に関係者に告発していった。そして、企業においても、その社会的責任において研修が推進されるよう指導を行った。

兵庫県同和教育研究協
議会の発足と教育活動

部落差別をなくし、基本的人権の尊重を目指す教育活動を全県に広めるため、昭和二十五年七月、兵庫県同和教育中央委員会が発足した。昭和二十八年には兵庫県同和教育協議会（以下、兵同協）と改称し、二十九年に第一回同和教育研究大会を宝塚市で開催して以来、毎

年研究大会を実施してきた。当初は市郡単位で兵同協に加入していたが、昭和四十四年六月定期総会が開かれ、組織運営についての変更が提案された。

その内容は、事務所を県教育委員会事務局から「会長が指定するところ」に移し、兵同協の下部組織として「各地区同協」を置き、その下に「各市町同協」や「地区高等学校同協」を置いた。会長も県教育長の兼務から「民間から適任者」を選出することとし、事務局職員も県教育委員会職員から「会長の委嘱する職員」とした。このような組織の変革は「民間教育団体」への変容を図ったものである。

昭和四十四年には県内六地区（神戸市除く）に地区別同和教育協議会を組織し、兵同協は民間教育団体として六地区同和教育協議会による協議体となった。昭和四十七年度には、神戸地区県立学校同和教育研究協議会を、四十八年には神戸地区私立学校同和教育協議会を加え、八同和教育研究協議会等の協議体となった。さらに、昭和四十七年度には事務局を県教育委員会から独立させ、教育研究活動の積極的な推進を図ってきた。その間に、全国同和教育研究大会を本県で三回開催した。

昭和四十七年、兵同協は「同和教育白書活動」の展開を始めた。その趣旨は、①教育の条件整備、拡充に關すること、教育予算に關すること、②教育内容、③子ども（児童生徒）の実態や課題、④親の様子や願い、⑤地域の課題を明らかにすることであった。

地区同協がそれぞれ一五名から成る白書活動委員会を組織し、兵同協としても一七名の「兵庫の同和教育白書活動委員会」を設置した。そこで、地区同協における相互の実践の交流を図るとともに、県内の同和教育総括を進めることとした。活動のまとめを「兵庫の同和教育白書」として冊子にし、刊行した。

なかでも、進路保障協議会との連携の下、高等学校を中心とする進路保障の取組、定時制高等学校の公務員採用試験に対する取組、定時制、通信制高等学校の通学、障害児生徒の教育条件改善の取組等のすぐれた実践が、この活動から生まれた。

昭和五十一年六月、第二八回全国同和教育研究会の開催を控え、定期総会で名称を兵庫県同和教育協議会から兵庫県同和教育研究協議会（「兵同教」）と変更し、同和教育研究団体としての組織づくりや、同和教育の研究・実践を中心にした研究大会、研究啓発資料の発行等を行い、県内の同和教育の推進に大きな役割を果たしてきた。その推移の中において教育研究団体としての主体性を問われる時期もあったが、昭和五十二年三月には規約を改正して運営の民主化と円滑化を図り、同和教育研究協議会としての主体性によりその活動を進めてきた。

そして、「兵庫の作風を事実としての実践で明らかにし、その中味を全国の仲間にとって帰っていただく（活動方針より）」という意味から、「村へ回帰しつつ超える―『同和』教育運動の転換期における実践と思想的課題」と題した実践記録集を作成、また、「解放へのあゆみ―兵庫の同和教育小史」を編纂し、昭和五十一年十一月に発行した。